

**後期高齢者医療制度
 一定以上の所得のある方
 (75歳以上の方等)の
 医療費窓口負担割合が
 変わります**

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、1割負担の方のうち、一定以上所得のある方は、自己負担割合が「2割」になります(3割負担の条件は変わりません)。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に繋いでいくためのものです。

配慮措置

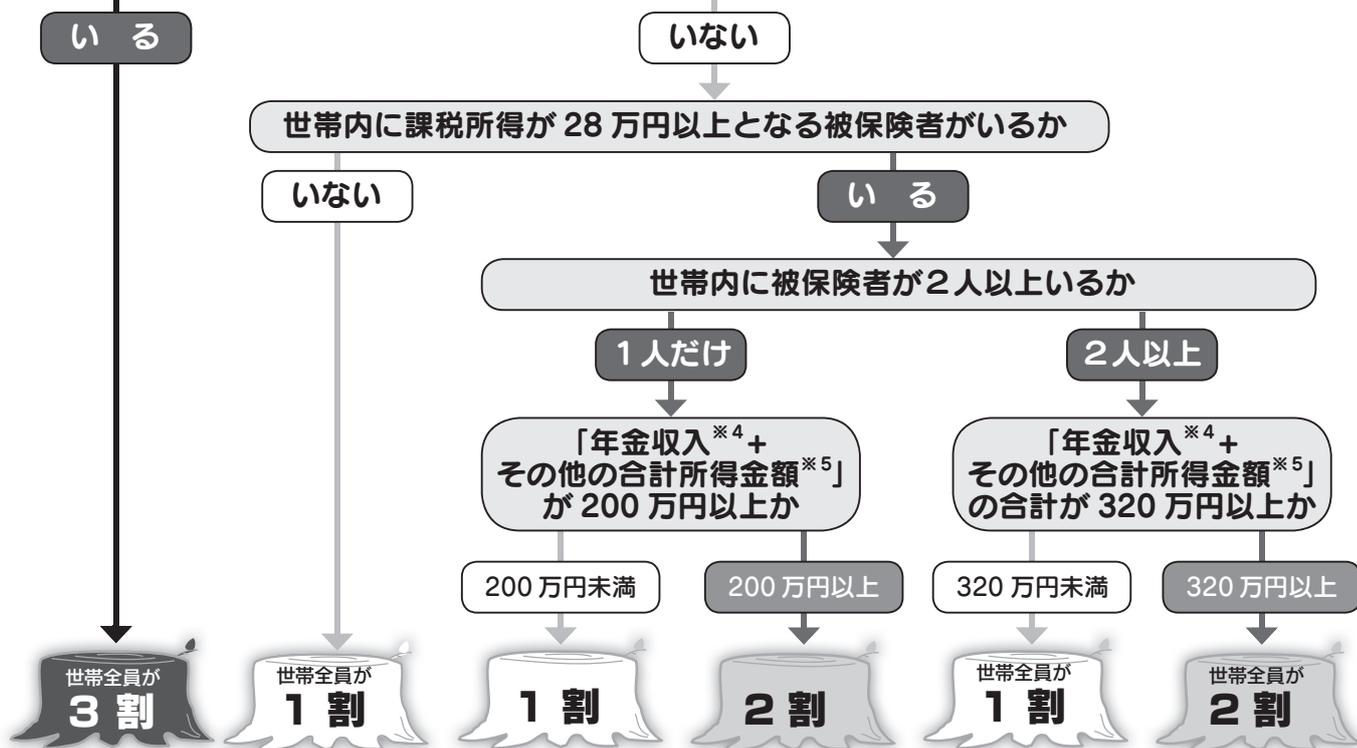
10月1日から3年間は、2割負担となる方は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

10月1日からの自己負担割合の判定方法

令和3年中の課税所得や年金収入などをもとに、世帯単位で判定します。

※10月1日からの自己負担割合は、令和3年中の所得が確定した後、8月下旬頃から判定を行うことが可能となるため、それまでは「自分は2割負担になるのか」などの判定結果をお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

世帯内に課税所得^{※1}が145万円以上(現役並み所得者)となる被保険者がいるか^{※2 ※3}



※1「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者は、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

■被保険者が1人の場合⇒383万円未満(世帯内に70~74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)

■被保険者が複数⇒収入合計額が520万円未満

※4「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

問 東京都 後期高齢者医療 広域連合お問合せセンター ☎ 0570(086)519
 日の出町 町民課 後期高齢者医療係 ☎ 042(588)4111